

県内の景観行政団体移行状況について

都市・まちづくり課 景観係

1. 県内市町村景観行政団体への移行状況（資料4-2）

R5.2.1現在、28市町村が移行済み

- ・R5年度以降の移行に向け検討中の市町村(7市町村)
大田市、中野市、長和町、大鹿村、富士見町、南木曾町、木曾町

2. 白馬村の景観行政団体への移行

(1)スケジュール

R4.10月 景観行政団体移行 / R5.1月 景観計画発効

(2)景観計画（素案）の概要

- ・村内のゾーニングを図り、それぞれに合わせ地域区分を設定。
地域区分ごとに建築物の高さ制限等の景観形成基準をきめ細かく設定し対応。
- ・「色彩エリア」を設定し、それぞれに外壁色や屋根色等に色彩の基準を設定することで景観の保全・育成へ誘導。

①地域区分

県基準による地域区分

- ・ 沿道地域（重点）
- ・ 田園地域（重点）
- ・ 一般地域



白馬村独自による地域区分

- ・ 山岳地域 ・ 山林集落地域 ・ 田園地域
- ・ 中心市街地地域 ・ 観光地域 ・ スキー場
- ・ 河川景観 ・ 国道沿道軸（重点）
- ・ 眺望道路軸A（重点） ・ 眺望道路軸B（重点）

届出の行為	長野県		白馬村	
	一般地域	重点地域	一般地域	重点地域
建築物新築 ・ 増改築	高さ13m又は 建築面積1,000㎡を 超えるもの	高さ13m又は 床面積20㎡を 超えるもの	床面積10㎡を超える もの	建築確認申請が 必要なもの
土地の形質 変更	面積3,000㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ3m を超えかつ長さ 30mを超えるもの	面積300㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの	面積1,000㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを 超えかつ幅が20mを 超えるもの	面積300㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの
太陽光発電 施設	モジュール築造面積 1,000㎡を超えるもの	モジュール築造面積 20㎡を超えるもの	発電容量10kw(約50㎡)以上のもの	

(3)長野県景観計画(景観育成重点地域)の変更

- 景観審議会への意見聴取、都市計画審議会への意見聴取を経て
国道147号・148号沿道景観育成重点地域の変更を行った
- ・ 変更箇所：白馬村の区域の削除
- ・ 変更日：令和5年1月1日

3. 小谷村の景観行政団体への移行

(1)スケジュール

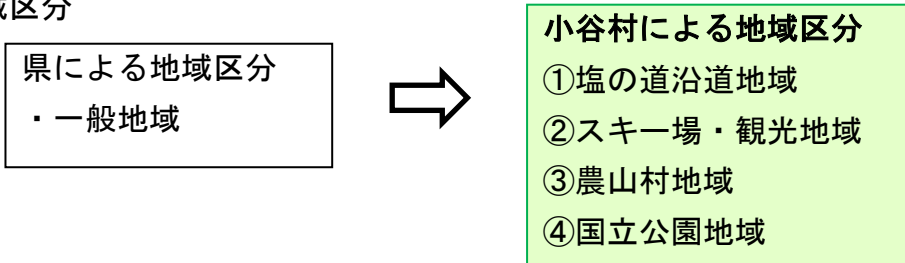
R5.2月景観行政団体移行 / R5.6月 景観計画発効

※県の景観計画の変更なし

(2)景観計画（素案）の概要

- ・村内を景観特性に応じてゾーニングし、それぞれに合わせ地域区分を設定
- ・全地域共通の届出基準のほか、地域区分ごとに景観育成基準を設定

①地域区分



②届出基準（主なもの）

届出の行為	長野県	小谷村
	一般地域	一般地域（4地域に分割）
建築物新築 ・増改築	高さ13m又は 建築面積1,000㎡を 超えるもの	高さ13m又は 建築面積1,000㎡を 超えるもの
プラント類、 貯蔵施設類、 処理施設等の 新設、改築等	高さ13mを超えるもの又は 築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積1,000㎡を超えるもの
太陽光発電設備	モジュール築造面積 1,000㎡を超えるもの	太陽電池モジュールの築造面積の 合計20㎡を超えるもの
再生可能エネルギー発電設備		発電総容量が10kwを超えるもの

③その他

- ・届出対象となる行為・規模については基本的に長野県から継承しているが、再生可能エネルギー発電設備について個別に届出対象とし、特に太陽光発電設備については小規模のものから確認できる届出基準としている。